

## 7 グローバル人材の育成 （「グローバル三重教育プラン」に基づいた取組）

### 1 「グローバル三重教育プラン」の概要

平成26年2月に策定した「グローバル三重教育プラン」（計画期間：平成26年度～28年度の3年間）に基づき、以下の3つの力をバランスよく身につけた人材の育成を目指した取組を進めています。

- （1）自ら考え判断し主体的に行動する「主体性」
- （2）他者と共に成長しながら新しい社会を創造する「共育力」
- （3）外国語で積極的にコミュニケーションを図る「語学力」

### 2 平成26年度取組の成果と課題

#### （1）「主体性」の育成に係る取組

##### ① 高校生の留学の促進

（ア）県内の高校生を対象として、海外留学にかかる経費の一部を支援しました。

（長期留学者には30万円、短期留学者には10万円）

（イ）派遣実績は、長期留学者5名、短期留学者42名でした。

※平成27年度は留学者数をさらに増やしていけるよう、高校生や保護者に、留学に関する情報提供等を行う「留学フェア」開催します。

##### ② スーパーグローバルハイスクール（SGH）

（ア）文部科学省から指定を受けている四日市高校で、課題研究論文の作成、論文討論会、地域への提言フォーラム「四高SGHスーパープレゼンテーション」等の取組を行いました。

（イ）課題研究論文の深化を目指す「グローバル・リーダー学」では、大学教授やグローバル企業関係者等を講師（のべ38名）とした講義を行いました。また、カンボジア等への海外フィールドワークも行いました。

※平成27年度は他県のSGH指定校と交流し、学校の枠を超えた高校生のネットワークを構築するとともに、海外フィールドワークや留学生との交流をとおして、生徒の視野を広げる機会を充実します。

##### ③ 課題解決力育成研修

（ア）子どもたちの課題解決力を育むための授業づくりに向けた教員研修を、市町教育研究所等と連携したブロック別研修を含め、11講座実施し、429名が受講しました。

（イ）事後アンケートの満足度は高い結果でしたが、子どもたちの学力向上をより意識した研修内容となるよう講師等との打合せを十分に行う必要があります。

## (2) 「共育力」の育成に係る取組

### ① 「みえ未来人育成塾」

- (ア) 高校生及び大学生等を対象に、国際協力、哲学、宇宙科学、政治といった分野についての対話型講義、グループディスカッション、発表等を行いました。
- (イ) 参加生徒に対する事後アンケートでは、高い満足度を示していました。
- (ウ) 合計4回開催し、参加者数はのべ116名(高校生104名、大学生5名、留学生7名)であったことから、今後は参加者数の拡大に努める必要があります。

### ② 小学校における英語コミュニケーション力向上事業

- (ア) 子どもたちの英語コミュニケーション能力を効果的に育成するため平成26年度から3年間の計画で実施しています。
- (イ) 3市町(鈴鹿市、津市、玉城町)のモデル校において、フォニックスやレゴブロック等を活用した英語指導モデルの開発に向けた実践研究を行いました。
- (ウ) この取組の充実を図るため、県教育委員会では、モデル校の教職員等を対象にした連絡協議会を3回実施しました。
- (エ) モデル校の教職員の英語指導力の向上のため、フォニックス指導及びレゴブロック活用に関する研修を、引き続き、計画的に実施する必要があります。
- (オ) モデル校の取組状況を定期的に把握し、適切な支援ができるよう市町教育委員会との連携をさらに深めていく必要があります。

### ③ 中学生からの提案・発信

- (ア) 仲間と共に身のまわりの課題を解決する態度を育むとともに、自分の考えや意見を積極的に社会に発信する力を育むための取組事例を発表しました。
- (イ) 13市町の24中学校から52作品の応募がありました。選考委員会による審査を行い、優れた提案の発表会と表彰式を行いました。

### ④ コミュニケーション力育成研修

- (ア) 子どもたちのコミュニケーション力を育むための授業づくりに向けた教員研修を、市町教育研究所等と連携したブロック別研修を含め、7講座実施し、261名が受講しました。
- (イ) 事後アンケートの満足度は高い結果でしたが、子どもたちのコミュニケーション力の一層の向上につながるよう、研修内容の改善等の取組を行う必要があります。

## (3) 「語学力」の育成に係る取組

### ① 小学校における英語コミュニケーション力向上事業

- (ア) 「聞く」、「話す」を中心とした英語コミュニケーション能力の素地を養うため、県オリジナルの小学生向け英語音声教材「Joy Joy MIEnglish (ジョイジョイミーイングリッシュ)」を作成しました。
- (イ) 音声教材のCD及び指導マニュアルの冊子を全公立小学校に配付するととも

に、県教育委員会のホームページに掲載し、活用推進を図りました。

(ウ) 本教材の計画的な活用を推進するため、各種会議や県指導主事による学校訪問の機会等を利用し、具体的な活用方法を紹介していく必要があります。

## ② 郷土三重を英語で発信！ ～ワン・ペーパー・コンテスト～

(ア) 中学生が「郷土三重」への理解を深め、豊かな自然、歴史、文化等の魅力を英語で積極的に発信できる力を育むための取組として実施しました。

(イ) 22市町の54中学校から1080作品の応募がありました。選考委員会による審査を行い、優れた作品の発表会と表彰式を行いました。

## ③ 英語キャンプ

(ア) 英語のみを使用する環境の創出により、英語コミュニケーション能力の向上を目的に実施し、120名（小学生44名、中学生37名、高校生39名）が参加しました。

(イ) 県教育委員会が包括協定を締結したレゴ社の教材Story Starterを用いて、日本の昔話を英語でプレゼンテーションする活動等を行いました。

(ウ) 事後アンケートでは、中学生・高校生の満足度は高い結果でしたが、小学生の満足度は中学生・高校生に比べると低い結果でした。屋外で活動できる内容や、異校種交流、能力に応じた活動内容の設定等を検討する必要があります。

## ④ 「英語インセンティブ拡大プログラム」

(ア) 津高校音楽部とノルウェー少女合唱団との交歓会を開催しました。

(イ) 志摩市にて開催された国際的なゴルフ大会において、外国人等のトッププロと交流する機会や運営への参加をとおして、英語学習への動機付けを高めました。

## ⑤ 英語指導力向上集中研修

(ア) 中学校・県立学校の英語教員の英語力、指導力の向上を目的とした教職員研修として、12講座実施し、のべ577名が受講しました。

(イ) 研修では、レゴブロックを活用して、教員が生徒の語学力、課題解決力、コミュニケーション力の向上につなげていける指導力を養うことを目的とした演習を取り入れました。事後アンケートの満足度は高い結果でした。

(ウ) 今後、平成27年度から新規で始まる「英語教育推進研修」と関連付けながら、各学校段階において英語教育に携わる者の英語力・指導力の向上につながる研修としていく必要があります。

## 3 今後の対応

本プランの最終年度である平成28年度に目標が達成できるよう、平成26年度の成果と課題を踏まえ、子どもたちに「主体性」、「共育力」、「語学力」を育む取組をさらに進めていきます。

## 8 高校教育の充実

### 1 特色ある高等学校づくりの推進

生徒の興味・関心、進路希望の多様化が進む中、各高等学校では生徒の能力・個性を最大限に伸ばすため、特色ある学校づくりに取り組み、個に応じた教育の充実を図っています。

(1) 平成26年度本県中学校卒業者の高等学校等への総進学率 98.7%※速報値

(2) 平成27年度県立高等学校数 58校(分校1校を含む。)

① 普通・専門・総合学科別

普通科	専門学科	普専併置	総合学科	普総併置
18	14	18	6	2

② 課程別【全日制：55校、定時制：11校、通信制2校(重複あり)】  
(内訳)

全日制のみ	全定併置	定時制のみ	全通併置	定通併置
46	8	2	1	1

(3) 全日制学科別学級数(平成27年度第1学年)

学 科	普通	農業	工業	商業	水産	家庭
学級数	175	15	40	27	2	8
学 科	看護	福祉	情報	その他※	総合学科	
学級数	1	3	2	18	24	

※その他  
：理数科、英語科等

(4) 単位制を導入している学校数 全日制16校 定時制9校

(5) 2学期制を導入している学校数 全日制10校 定時制5校

(6) 特色ある取組等の例

- ① 国事業スーパーサイエンスハイスクール(SSH)を活用した先進的理数教育の実践 (津高等学校、伊勢高等学校)
- ② 国事業スーパーグローバルハイスクール(SGH)を活用したグローバルリーダー育成に向けた実践 (四日市高等学校)
- ③ 地域と連携した食のスペシャリストの育成 (相可高等学校)
- ④ 多文化共生教育と外国人生徒教育の充実 (飯野高等学校)

### 2 確かな学力の育成

次代を担う子どもたちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得はもとより、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力なども含めた「確かな学力」を身に付けさせることが大切です。各高等学校では、これに対応するため、弾力的な教育課程を編成するなど工夫改善に努めています。

### (1) 高校生グローバル教育推進事業

グローバル化が急速に進展し、国際的な舞台で積極的に活躍・発信できる人材の育成が求められている中、さまざまな課題に対して自ら考え挑戦し、主体的に行動する「主体性」、郷土への愛着と誇りを持ちつつ、異なる文化・伝統に立脚する人々とも協働しながら成長し新しい社会を創造する「共育力」、外国語で積極的にコミュニケーションを図る「語学力」を身につけた人材育成に取り組めます。

### (2) 「志」と「匠」の育成推進事業

高校生の科学技術に対する知識や関心を深めたり、実践的な英語力を向上させるために、理数教育や英語教育に関する指導方法の工夫改善を図ります。

また、より高度な技術の習得や難易度の高い資格の取得等を目指せるよう、大学や企業との連携及び指導方法の研究を行います。

- ・Mie SSH 指定校 : 桑名高等学校、四日市高等学校、神戸高等学校、松阪高等学校、上野高等学校
- ・Mie SELHi 指定校: 川越高等学校、飯野高等学校、津東高等学校、松阪商業高等学校、宇治山田高等学校、名張桔梗丘高等学校、名張西高等学校、尾鷲高等学校、木本高等学校
- ・Mie SPH 指定校 : 四日市農芸高等学校、四日市商業高等学校、津商業高等学校、相可高等学校、伊勢工業高等学校、伊賀白鳳高等学校

### (3) 高校生学力定着支援事業

県立高等学校の生徒に対し、義務教育段階の学習内容を含む基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、研究指定校において生徒の学力や学習状況等を把握するとともに、課題の洗い出しとその分析を行い、校内の体制作りや効果的な指導方法等を研究します。

- 6校（四日市四郷高等学校、四日市中央工業高等学校、菰野高等学校、松阪工業高等学校、南伊勢高等学校、志摩高等学校）

### (4) 高校生ライフプラン教育推進事業

核家族化が進行し、世代間や地域の結びつきが弱くなる中、生徒が将来の家庭生活や家族の大切さについて認識を深めるよう、県立高等学校において、ライフプランや結婚、子育て等をテーマとした講演会を実施するとともに、リーフレットの活用を進めます。また、幼稚園や保育園における実習等の取組も進めます。

### (5) 文部科学省の指定校事業活用校

- ・SSH 指定校 : 伊勢高等学校（平成 24 年度～平成 28 年度）  
津高等学校（平成 25 年度～平成 29 年度）
- ・SGH 指定校 : 四日市高等学校（平成 26 年度～平成 30 年度）
- ・多様な学習成果の評価手法に関する調査研究  
: 宇治山田商業高等学校（平成 25 年度～平成 27 年度）
- ・教育課程研究指定校  
（地理歴史） : 白山高等学校（平成 26 年度～平成 27 年度）  
（福祉） : 伊賀白鳳高等学校（平成 26 年度～平成 27 年度）

(6) 第25回全国産業教育フェア三重大会（「さんフェアみえ2015」）

産業界等との連携のもと、地域や日本の未来を担い、グローバルに活躍する職業人の育成を目指す産業教育の一層の振興を図るとともに、専門高校等の特色ある教育活動の成果と魅力を広く発表するために、第25回全国産業教育フェア三重大会を開催します。

開催期間：平成27年10月31日（土）～11月1日（日）

会場：三重県営サンアリーナ、三重交通Gスポーツの杜体育館 ほか

(7) 第10回国際地学オリンピック日本大会（三重大会）準備

プレイベント「地球と三重を考えるシンポジウム」（平成27年10月25日）、「国際科学技術コンテスト強化講座（仮称）」の開催や生徒実行委員の募集などを行い、平成28年8月に三重県で開催される第10回国際地学オリンピック日本大会に向け、準備を進めます。

### 3 高校生の就職対策

(1) 平成26年度県立高等学校（全・定）卒業者の就職内定状況

	就職希望者数	内定者数	未内定者数	内定率	全国内定率
26年度	4,167人	4,090人	77人	98.2%	97.5%
25年度	4,001人	3,917人	84人	97.9%	96.6%

（平成27年3月末 高校教育課調べ）

【地域別就職内定状況】

	北勢	中勢	松阪	南勢	伊賀	東紀州	合計
26年度	98.4%	97.6%	99.6%	97.3%	98.5%	97.8%	98.2%
25年度	98.5%	97.2%	98.6%	96.6%	98.3%	97.9%	97.9%

(2) 平成27年度の就職対策

① 高校生就職対策緊急支援事業（就職マッチング緊急支援事業）

(ア) 就職支援相談員等の県立高等学校への配置

就職支援相談員等14名を県立高等学校33校に配置し、生徒のキャリアカウンセリングや進路ガイダンス、求人開拓、面接指導、インターシップ実施に向けた支援等を行います。

(イ) キャリア教育推進地域連携会議の開催

学校と企業、経済団体、行政機関等のネットワークにより、キャリア教育や地域の人材育成に係る具体的方策等について検討します。

(ウ) 就職情報交換会・合同就職面接会等の開催

地域人材確保の観点から求人と求職のミスマッチを解消するため、三重労働局や県商工会議所連合会等と連携して開催します。

(エ) 地域事業所との連携推進事業の実施

就職した卒業生の定着指導や求人依頼等のために高等学校の教員が行う事業所訪問を支援します。

## ② その他の主な取組

### (ア) 求人要請

- ・三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県経営者協会、三重県中小企業団体中央会への要請（6月～7月）
- ・12商工会議所への要請（6月～7月）

### (イ) 経済団体、労働局、雇用経済部等との連携による主な取組

- ・合同就職説明会、合同就職相談会、進路相談会等の開催
- ・企業説明会、就職ガイダンス、企業展の活用
- ・求人情報の提供（各種団体からの情報等）
- ・ハローワークのジョブサポーターと連携した個別就職支援（随時）
- ・地域若者サポートステーションと連携した就職支援（随時）
- ・企業と若者を結ぶインターンシップ事業等による就職未内定卒業者への支援

## 4 キャリア教育の推進

### (1) キャリア教育実践プロジェクト事業

#### ① 体系的なキャリア教育実施サポート事業

地域におけるキャリア教育の環境づくりと学校における組織的・系統的なキャリア教育の充実を推進するために、学校・企業・経済団体等の担当者が参加する三重県キャリア教育フォーラムを開催します。

#### ② プロフェッショナルとの出会い創出事業

##### (ア) キャリアモデル派遣事業「三重県版ようこそ先輩」

児童生徒が人生の先輩をモデルに自分の在り方生き方を考え、職業意識等を身に付けるために、県内で活躍する卒業生等を活用した授業を行います。

##### (イ) 就業体験支援事業「しごと密着体験」

地域の事業所において、児童生徒が職業人を間近で観察し、働く思いに深く触れる仕事観察型体験学習を、学校企画型（学校が独自で実施）と広域公募型（NPOがコーディネート）で行います。

#### ③ 社会的・職業的自立支援事業

##### (ア) キャリア教育モデルプログラムの活用促進

各学校において三重県版キャリア教育プログラムシートを活用したキャリア教育プログラムの策定と実践が進むよう出前講座を行うとともに、キャリア教育の実践事例集を作成します。

##### (イ) 就業体験支援事業「インターンシップ・デュアルシステム」

高校生が進路選択について主体的に取り組むことができるようにするため、インターンシップやデュアルシステム等の就業体験活動を拡充します。

#### ④ 高等学校普通科キャリア教育実践研究事業

文部科学省の指定を受け、普通科高校における組織的・系統的なキャリア教育の実践について調査研究を行います。

- ・指定校：津高等学校（平成25年度～平成27年度）

## 9 学力の向上等

### 1 基本的な考え方

学力向上のため、教員一人ひとりがこれまでに取り組んできた実践を線から面へと展開し、学校関係者が一丸となって、組織的な学力向上の取組へと高めていく必要があります。

教育課程の基準となる学習指導要領等では、学力の3要素をバランス良く育てることを目指しています。

○知識・技能

○思考力・判断力・表現力

○主体性・多様性・協働性（主体的に学習に取り組む態度）

そうした中、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識するとともに、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、教育力を高めながら一体となって子どもたちの学力を一層育むため、平成24年度から、「みえの学力向上県民運動」を実施しています。

#### <学習指導要領の改訂に係る国の動向>

平成26年11月、文部科学大臣から「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」が、中央教育審議会に諮問されました。（平成28年2月答申の予定）

小中学校においては、平成28年度告示、平成32年度から全面実施（平成30年度から小学校「英語」が先行実施）の予定です。

#### 【諮問における主な審議事項】

○課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実

○小学校中学年から学国語活動を導入、小学校高学年では英語を教科化

### 2 学力向上のための取組

#### (1) 現状と課題

- ・学習指導要領を具現化した全国学力・学習状況調査（以下「全国学調」という。）において、本県の平均正答率は、小中学校のすべての教科（国語、算数・数学）で、全国平均を3年連続下回っている状況。特に、小・中学校ともに国語で大きな課題。また、無解答率や主に活用する力を問うB問題にも課題
- ・県指導主事等の派遣を通して、学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえた授業改善が必要
- ・全国学調の学校に対する質問紙調査結果からは、組織的・継続的に取り組む授業改善や学校体制の確立にも課題
- ・「みえの学力向上県民運動」の促進のため、情報の共有が重要



## 教科に関する調査から

### ●教科に関する調査結果 平成26年度全国学力・学習状況調査結果より

<小学校>

平均正答率	国語A		国語B		算数A		算数B	
	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26
三重県	60.3	69.6	46.7	52.5	75.8	76.2	55.3	56.0
全国	62.7	72.9	49.4	55.5	77.2	78.1	58.4	58.2
全国の平均正答率との差	-2.4	-3.3	-2.7	-3.0	-1.4	-1.9	-3.1	-2.2

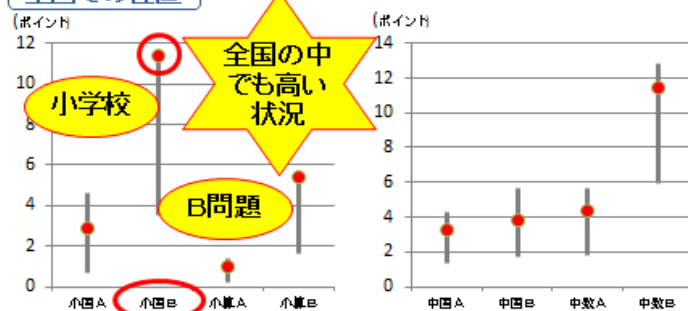
<中学校>

平均正答率	国語A		国語B		数学A		数学B	
	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26
三重県	75.0	78.0	65.8	49.0	63.2	67.1	39.3	58.3
全国	76.4	79.4	67.4	51.0	63.7	67.4	41.5	59.8
全国の平均正答率との差	-1.4	-1.4	-1.6	-2.0	-0.5	-0.3	-2.2	-1.5

### 三重県の無解答率の状況

全国との差	小学校 H26		中学校 H26				
	A問題	+0.3	B問題	+1.6	A問題	+0.1	B問題
合計	+0.8	合計	+0.2				

#### 全国での位置



## (2) 今後の対応等

### ① みえの学力向上県民運動について

#### ア 県民運動の取組の周知・啓発

- ・ 広報・PR活動を進めるとともに、地域で開催される研修会の講師として推進会議委員を派遣
- ・ 各主体の取組の連携を深め、運動のさらなる浸透・充実を図るとともにこれまでの総括として、「成果発表県民大会」を開催
- ・ 子どもたちの学力向上に向けた取組方策について、様々な視点から幅広く議論する「みえの学力向上県民推進会議」を開催

#### イ 生活習慣・読書習慣等の確立に向けた県PTA連合会と連携した「チェックシート」集中取組

- ・ 学力との相関があるとされる家庭での生活習慣や読書習慣等の確立の一層の充実を図るため、県PTA連合会との連携のもと、チェックシートを活

用したキャンペーン期間を年2回から3回に拡充し、実施後の有効活用を促進

#### ウ 学校図書館を活用した授業の充実

- ・専門性の高い図書館司書有資格者を、司書未配置の市町の小中学校に派遣し、司書教諭を始めとした教職員の連携による授業を支援

#### エ 「みえの学び場」の拡大

- ・県で任用した「まなびのコーディネーター」が地域の教育力を活用し、子どもたちの学びを地域で支える「みえの学び場」づくりを推進

### ② 確かな学力を育むための取組について

#### ア 全国学調の活用

- ・学習指導要領を具現化した全国学調の問題の活用
  - ・全教員が問題を解き、学習指導要領の趣旨を把握することにより、指導力の向上を促進
  - ・全国学調を再実施し、児童生徒の実態を把握することにより、きめ細かな指導を促進
  - ・自校採点の分析による早期からの授業改善を促進
- ・調査結果や分析結果及びそれらを踏まえた改善方策について、保護者等へ公表・説明し情報共有を図り、連携した取組を推進

#### イ みえスタディ・チェックの実施・活用

- ・学習状況の把握を通して、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲を育成するとともに、学校における授業改善及び個に応じたきめ細かな指導を促進する。
- ・現場の声や他県の状況等を踏まえ、平成27年度以降、下記のワークシートを充実するとともに、みえスタディ・チェックの実施を原則年1回とし、全ての小中学校での実施・活用を徹底

※ 対象学年 小学校4・5年生、中学校1・2年生

実施日 平成27年10月21日（水）

・平成28年度以降は、全国学調実施日

・小学校5年生、中学校2年生は、2月にも実施

#### ウ ワークシートの作成・活用

- ・全国学調、みえスタディ・チェックを通して児童生徒のつまずきの状況を把握し、課題解決を図るために作成
- ・9教科（小学校：国語、社会、算数、理科、中学校：国語、社会、数学、理科、英語）の学年別单元ごとに授業や家庭学習等で柔軟に活用できるワークシートを作成
- ・本年度、ワークシートの提供本数を拡充し、各小中学校での活用を促進

※上記ア～ウの全国学調、みえスタディ・チェック、ワークシート（以下、「3点セット」という。）を活用した学力向上のための効果的な取組の強化

- ・3点セットを一体として、より効果的に活用するため、相互の関連問題を整理して提示

#### エ 実践推進校への支援

- ・学力の定着に課題を抱え主体的に課題改善に取り組む実践推進校 100校を

指定し、総合的な支援を行うとともに、取組の成果の普及を通して、県全体の学力向上を推進

- ・非常勤講師の活用や学力向上アドバイザー等の派遣により、3点セットの活用や、小学校5年生、中学校2年生の国語、算数・数学を中心としたティーム・ティーチング、習熟度別少人数指導の推進等による組織的・継続的な授業改善を支援

### ③ 「学力向上緊急対策チーム」における重点取組について

- ・平成26年10月に学力向上緊急対策チームを設け、重点取組を推進

#### ア 指導主事・研修主事等の小中学校訪問

- ・平成26年全国学調の結果を踏まえ、市町教育委員会と危機感を共有し、校長のリーダーシップに基づく学校全体としての組織的な取組を促進するため、全小学校を含む400校を学校訪問
- ・県教育委員会指導主事等による学校現場での授業実践を実施

#### イ 全国学調の結果公表に向けたモデル様式の提示、市町の分析等への支援

- ・調査結果の主体的・積極的な公表に向け、指導主事等の配置がない5町を中心に、市町教育委員会からの要請に応じて分析等の支援を拡充

#### ウ 3点セットを活用した学力向上のための効果的な取組の強化<再掲>

#### エ 国の調査官等を招聘した研修会、授業改善に係る研修会の開催

- ・国の調査官を招聘し、全小学校の学力向上推進担当者等を対象に、研修会や公開授業を含む授業研究をブロック別、教科別（国語・算数）に開催

#### オ 生活習慣・読書習慣等の確立に向けた県PTA連合会と連携した「チェックシート」集中取組<再掲>

#### カ 効果的に取組を進めるための支援体制

- ・東紀州地域の市町教育委員会との連携を密にし、取組の共有及び校内研修に課題のみられる学校への重点指導を行うため、職員を尾鷲市に駐在

#### キ 実践推進校への支援<再掲>

## 3 道徳教育の充実

### (1) 重点課題の取組の推進

- ・「私たちの道徳」の持ち帰りの徹底と家庭・地域での活用及び学校関係者評価を活用した道徳教育の充実
- ・「私たちの道徳」及び「三重県 心のノート」の年間指導計画に基づく計画的・継続的な活用
- ・道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実

### (2) 道徳を「特別の教科 道徳」（「道徳科」）として位置付けた学習指導要領の全面実施に向けた取組の推進

- ・三重県道徳教育推進会議（年2回）で情報共有、先進事例の普及
- ・有識者や関係者等による懇談会の設置・開催
- ※学習指導要領の全面実施及び検定教科書の使用開始は、小学校が平成30年度から、中学校が平成31年度から（全面実施までの間は移行期間）

## 10 地域に開かれた学校づくり

### 1 基本的な考え方

- (1) 急速に進む社会構造の変化に適応していくためには、学校の組織力を強化し、教育活動の質を高めていくことが必要です。
- (2) 人々の価値観が多様化し、学校に求められている役割や期待が変化してきている中、家庭や地域との連携を深めていくことが求められています。
- (3) 地域住民等とのパートナーシップを強化し、地域の教育力を積極的に活用するための体制づくりを進める必要があります。

### 2 具体的な取組

#### (1) 公立小中学校における対応

- ① 様々な教育課題の解決や地方創生の実現のため、コミュニティ・スクールや学校関係者評価等の仕組みを生かした開かれた学校づくりに向けた取組を支援
  - (ア) 開かれた学校づくりの視点による教員研修の実施  
コミュニティ・スクール等の視点の初任者研修、教職経験6・11年次研修、管理職対象の研修会等への位置づけ
  - (イ) 市町と連携した協議会の開催  
地域別の「開かれた学校づくり推進協議会」を開催し、市町教育委員会担当者と具体的な方策を協議、先進的な取組事例などを参考にしながら、それぞれの地域の実情にあった仕組みの導入を推進
  - (ウ) 「開かれた学校づくり」サポーターの派遣  
コミュニティ・スクール等の実践経験を持つ「開かれた学校づくりサポーター」（7人うち2人は国のCSマイスターを予定）を要請に応じて学校等の研修会等に派遣し、開かれた学校づくりを支援
  - (エ) 開かれた学校づくりに関する実践発表会の開催  
「みえの開かれた学校づくり推進フォーラム」を開催し、広く実践事例を普及
- ② 地域住民等の知識や技能を活用した学習支援等、地域で支える教育活動の推進  
市町における、大学生や教員経験者等地域住民の知識・技能を活用した子どもの学力向上を図る取組に対する補助の実施

※平成26年度の土曜日の授業等の実施状況

- ・土曜日の授業【教育課程内】…22市町
- ・土曜日等を活用した学習機会の保障を図るための取組【教育課程外】
  - 土曜の課外授業（学校が主体、希望者を対象）…3市町
  - 土曜学習（学校以外の者が主体）…13市町

③ 学校と地域の連携による、三重の良さを実感できる教材や文化財等の地域資源を活用した郷土教育の推進

(ア) 教材「三重の文化」を活用した授業づくりの推進

(イ) 「ふるさと三重かるた」、「三重県 心のノート」の活用の推進

(ウ) 「ふるさと通信」Vol.3の作成と活用の推進

(エ) 郷土の文化財を学ぶことができる学習メニューの開発や出前講座の実施

<小中学校の取組状況> (H26年度)

コミュニティ・スクールの指定 54校 (9.8%)

学校支援地域本部の設置 204校 (38.2%)

学校関係者評価の実施 530校 (99.7%)

※ このほか、各小中学校では、学校評議員等を活用した学校運営の推進、地域の教育力を活用した学校教育の充実など、学校や地域の特色に応じた「開かれた学校づくり」の取組を推進

(2) 県立学校における対応

① 学校関係者評価に関する取組

(ア) 平成24年度から、全県立学校において、学校の自己評価を検証し、その精度を高めるとともに、学校運営や教育活動への学校関係者の参画を得るための学校関係者評価を義務化

(イ) 設置者(県教育委員会)は、学校関係者評価を地域に開かれた学校づくりの柱として位置づけ、評価結果に基づく改善活動に取り組む学校に対して、その経費を支援

② コミュニティ・スクールに関する取組

(ア) 紀南高等学校(平成19年6月1日指定)

授業における地域人材の活用や、地域との連携による学校外での学習機会の創出をとおして、生徒の基礎学力の向上やキャリア教育の充実を図る等、地域と協働した学校づくりを推進

(イ) 白山高等学校(平成25年4月1日指定)

「生活指導」「地域交流」「キャリア教育」の3つのテーマを設定し、学校の教育活動や学習状況を地域と共有するとともに、インターンシップ等地域の教育力を活用した取組をとおして、地域を担う人材を育成

# 1 1 外国人児童生徒教育の充実

## 1 基本的な考え方

多文化共生の考え方のもと、外国人児童生徒の就学を支援するため、家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応とともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充実を図ります。

さらに、外国人児童生徒の学習言語としての日本語能力の習得を支援します。

## 2 現状

平成26年5月1日時点の県内公立小中学校及び県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は1,920人となり、平成15年度と比較すると2倍以上になっています。

また、小中学校における在籍校数は199校で、県内公立小中学校の約37%にあたり、日本語指導が必要な外国人児童生徒が母語とする言語は、26言語となっており、多言語化がみられます。

※26言語のうち、在籍人数の多いポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビザイヤ語、中国語の5言語で全体の94.0%を占めています。

【日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移】 ※各年度9月1日現在（H26のみ5月1日）

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校	473	563	671	810	998	1,128	1,162	1,094	1,061	1,093	1,214	1,213
中学校	217	225	207	232	305	358	376	407	440	426	487	464
県立学校	66	76	96	76	104	133	127	150	162	190	193	243
合計	756	864	974	1,118	1,407	1,619	1,665	1,651	1,663	1,709	1,894	1,920

## 3 具体的な取組

### (1) 小中学校における対応

〈第1段階〉外国人の子どもの受入体制の整備（国の事業の活用）

- ・ 就学促進員等を活用した就学案内や保護者の相談への対応
- ・ 来日後間もない子どもたちの初期適応指導教室への支援

〈第2段階〉日本語指導や学校生活への適応指導の充実

- ① 外国人児童生徒巡回相談員の配置（12名）
  - ・ 日本語指導や学校生活への適応指導への支援
- ② 外国人児童生徒教育専門員の配置（1名）
  - ・ 電話及びメール等による相談、学校からの文書の翻訳や通訳の依

## 頼への対応等

### 〈第3段階〉日本語で学ぶ力の育成

- ① 市町への委託事業（外国人児童生徒のための教科指導研究事業）
  - ・ 外国人児童生徒が地域社会の一員として社会的自立ができるよう、J S Lカリキュラムに関する実践研究をもとにした効果的な指導事例の普及・活用を推進
  - ・ 教科指導研究推進会議の設置

### （2）高等学校における対応

- ① 三重県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の実施
- ② 「高校進学ガイドブック」を作成し、三重県国際交流財団のW e b ページに掲載
- ③ 社会的自立を目指す外国人生徒支援事業
  - ・ 外国人生徒教育の拠点となる高等学校に外国人生徒支援専門員2名を配置し、生徒の進路相談や、保護者対象の教育相談等を支援
  - ・ J S Lカリキュラムに基づく指導事例集の作成
  - ・ 教職員を対象としたJ S Lカリキュラム研修会の実施

### （3）特別支援学校における対応

- ① 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業
  - ・ 外国人児童生徒及び保護者が、安心して学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒支援員2名を派遣し、児童生徒の指導と支援に係る必要な情報の翻訳及び通訳を実施

## 1 2 特別支援教育の推進

### 1 現状

#### (1) 在籍児童生徒数の増加

特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校在籍児童生徒数が全体的に増加しています。

【平成 26 年 5 月 1 日現在】( )内は前年同時期からの増減

	小学校	中学校
特別支援学級 *1	2,484 名 (+154 名)	1,005 名 (+84 名)
通級指導教室 *2	677 名 (+74 名)	31 名 (+10 名)

\*1 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級

\*2 通級指導教室：小中学校の通常の学級で各教科など大半の教育を受け、その障がいに応じて特別の指導を別の場で行うための教室

【平成 26 年 5 月 1 日現在】( )内は前年同時期からの増減

県立特別支援学校在籍児童生徒数	1,554 名 (+59 名)
-----------------	-----------------

平成 27 年度県立特別支援学校数 16 校 (分校 3 校を含む)

#### (2) 県立特別支援学校卒業生の進学及び就労率

職業に係るコース制の導入や外部人材の活用による職場開拓を実施した結果、特別支援学校卒業生の進学及び就労率は、3 年間連続して県民指標の目標値 (30.0%) を達成しました。

【平成 27 年 3 月末現在】( )内は前年の数値

高等部卒業者に占める進学及び就労率	40.9% (34.8%)
高等部卒業者就労内定率	100.0% (100.0%)

※参考 内定者 106 名 (85 名)

#### (3) 教員の専門性の向上

特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るため、特別支援教育連続講座 (シードプロジェクト) を実施しました (受講者：47 名)。

#### (4) 特別支援学校の整備

児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の課題に対応するため、「県立特別支援学校整備第二次実施計画 (改定)」に基づき特別支援学校の整備を進めてきました。

①特別支援学校東紀州くろしお学園 (本校) の統合整備

②松阪地域特別支援学校 (仮称) の整備

③三重県こども心身発達医療センター (仮称) 併設特別支援学校の整備

### 2 課題

(1) 発達障がいを含む障がいのあるすべての幼児児童生徒について、就学前から



卒業までの一貫した教育支援体制を推進する必要があります。

- (2) 特別支援学校において、職業に係るコース制の導入や職業教育の充実のための授業改善等による組織的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、外部人材を活用した職場開拓を進める必要があります。
- (3) 発達障がいのある児童生徒への指導と支援を充実するため、引き続き教員の特別支援教育に係る専門性の向上に努める必要があります。
- (4) 平成 27 年度からの計画である「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づく特別支援学校の整備を進める必要があります。

### 3 今後の取組

#### (1) 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づく取組

平成 27 年度から 5 年間の三重県の特別支援学校の方向性やあり方を示す「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進します。

#### (2) 早期からの一貫した教育支援体制の整備

- ①発達障がいを含む障がいのあるすべての幼児児童生徒への一貫した支援のために、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携のもと、パーソナルカルテの活用を図り、教育支援体制の推進を図ります。
- ②就学について、本人・保護者の意見を尊重し、総合的な観点から最も適切な学びの場を決定するため、市町教育委員会との緊密な連携や情報共有を行います。
- ③中学校から高等学校への支援情報の引継ぎを、平成 26 年度末に試行的に実施しました。今後は取組の課題を検証し、確実な引継ぎを進めます。

#### (3) 高等学校における特別支援教育の充実

- ①高等学校に発達障がい支援員（5名）を配置し、巡回相談等を効果的に進め、教員への指導助言や個別の指導計画等の作成について支援します。
- ②高等学校 3 校をモデル校とし、障がい特性に応じた効果的な指導・支援方法について研究を進めます。
- ③個別の指導計画等の作成を促進するため、高等学校の特別支援教育コーディネーター会議において計画作成に係る研修を実施します。

#### (4) 特別支援学校における就労・自立支援の充実

- ①県教育委員会事務局にキャリア教育マネージャー（1名）を、特別支援学校にキャリア教育サポーター（6名）を配置し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を進めます。
- ②職業に係るコース制を導入する学校の拡大、職業適性アセスメントの活用等の促進等を通して、特別支援学校におけるキャリア教育を進めます。

- ③障がい者雇用に関する情報を関係部局、関係機関、企業、NPO等と共有し、就労支援体制の整備を進めます。
- ④ステップアップカフェ「Cotti 菜」を利用して生徒の職場実習等の取組を進めるとともに、県農林水産部と連携した農業分野における職場実習の取組を進めます。

#### (5) 教職員の専門性の向上

市町及び県立学校で特別支援教育を推進する中心的な役割を担う教員を育成するため、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を開催します。

#### (6) 特別支援学校の整備

特別支援学校の整備については、「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき進めていきます。

##### ①特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）

児童生徒及び保護者や地域の意見を集約するとともに、教育課程等の検討を進めます。

##### ②松阪地域特別支援学校（仮称）

保護者の代表や松阪市、多気郡の学校関係者、玉城わかば学園の職員及び県教育委員会で構成された整備推進委員会において取りまとめた「学校基本構想」に基づき、教育内容等の検討を進めます。

##### ③三重県こども心身発達医療センター（仮称）併設特別支援学校

関係する学校、津市教育委員会、病院等との協議により、2つの教育部門（病弱、肢体不自由）に対応した教育内容や地域支援について検討を進めます。

### 1.3 安心して学べる環境づくりの推進

#### I いじめ問題等への対応について

##### 1 現状

###### (1) いじめ

【いじめ推移（校種別）】 (単位：認知件数)

	H21	H22	H23	H24.9 緊急調査	H24	H25.9 一斉調査	H25	H26.9 一斉調査	H25-H24
小学校	92	156	102	741	975	467	621	359	▲ 354
中学校	122	146	109	409	630	407	529	240	▲ 101
高等学校	45	34	33	110	126	63	54	43	▲ 72
特別支援学校	1	4	1	6	7	4	5	1	▲ 2
計	260	340	245	1,266	1,738	941	1,209	643	▲ 529

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

- ・平成25年度におけるいじめの認知件数は1,209件
- ・すべての校種において減少し、平成24年度と比較すると529件減少
- ・学校が把握したいじめの解消率は92.1%で、平成24年度の91.7%から0.4ポイント上昇

###### (2) 暴力行為

【暴力行為推移（校種別）】 (単位：件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H25-H24
小学校	82	54	87	118	174	56
中学校	610	490	564	543	598	55
高等学校	130	142	134	120	128	8
計	822	686	785	781	900	119

- ・平成25年度の暴力行為の発生件数は、900件
- ・平成24年度と比較すると、小学校で56件、中学校で55件、高等学校で8件増加

###### (3) 不登校

【不登校児童生徒数推移（校種別）】 (単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H25-H24
小学校	357	350	353	391	489	98
中学校	1,437	1,481	1,453	1,356	1,336	▲ 20
計	1,794	1,831	1,806	1,747	1,825	78

- ・平成 25 年度の小中学校の不登校児童生徒数は 1,825 人
- ・平成 24 年度と比較すると、小学校で 98 人増加、中学校で 20 人減少、全体で 78 人増加

#### (4) 児童生徒の安全確保

##### 【県内の不審者情報】

(単位：件)

	H24			H25			H26		
	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校	県立学校	小学校	中学校	県立学校
声かけ	90	55	70	106	51	70	118	63	71
連れ去り	0	1	0	0	0	0	1	0	0
わいせつ	95	121	218	145	91	177	83	102	159
暴行被害	10	6	9	3	4	8	10	6	4
不審電話	133	4	1	8	4	1	4	2	0
計	328	187	298	262	150	256	216	173	234
年度計	813			668			623		

- ・平成 26 年度における不審者情報の件数は 623 件
- ・平成 25 年度より 45 件減少
- ・依然として高水準で推移しており、憂慮される状況

##### 【交通事故による死傷者数の状態別発生状況（三重県警察本部資料による）】

年	運 転 中				同 乗 中				歩行中	その他	計
	自動車	自二	原付	自転車	自動車	自二	原付	自転車			
平成 24 年	5 (0)	8 (0)	16 (0)	459 (0)	480 (4)	3 (0)	2 (0)	4 (0)	125 (1)	1 (0)	1,103 (5)
平成 25 年	1 (0)	9 (1)	24 (0)	428 (0)	412 (0)	2 (0)	1 (0)	7 (0)	119 (3)	2 (0)	1,005 (4)
平成 26 年	5 (0)	7 (0)	15 (0)	361 (2)	357 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	75 (2)	2 (0)	828 (4)

(括弧内の数字は死者で内数)

- ・平成 26 年における児童生徒の交通事故は、828 件
- ・平成 25 年度より 177 件減少
- ・自転車運転中の事故が、全体の 4 割強

## 2 課 題

### (1) いじめ

- ・平成 26 年 9 月の一斉調査における認知件数の 55.8%が小学校で発生していることから、小学校における教育相談体制の充実を図る必要があります。
- ・いじめ防止対策推進法の施行を受け、学校においては、策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的な対応を進める必要があります。

### (2) 暴力行為

- ・特に小中学校での暴力行為が増加している背景には、児童生徒の特性や家庭環境など、さまざまな要因があることから、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー及び、スクールカウンセラーの効果的な活用を図り、学校や市町教育委員会における早期対応への支援を行う必要があります。

### (3) 不登校

- ・不登校の要因は複雑化・多様化しており、小学校低学年からの早期対応ができる体制を整備するとともに、スクールカウンセラー等の専門家による継続的な支援が必要です。
- ・未然防止も含め学校全体での組織的な取組が不可欠であり、校種間や教育支援センター（適応指導教室）、民間施設等も含めた他機関との連携も必要です。

### (4) 児童生徒の安全確保

- ・学校安全ボランティア組織の活動の充実活性化を図るなど、地域社会で学校安全に取り組む体制の整備を図ることが必要です。
- ・児童生徒に自転車の正しい乗り方や防犯に関する危険予測・回避能力を身に付けるなど、実践的な交通安全教育や防犯教育を進める必要があります。

## 3 今後の対応

### (1) いじめ問題等の事案への対応

平成 26 年度に引き続き、いじめや体罰などの問題において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校、市町教育委員会における早期対応への支援を行います。

#### ① 三重県いじめ防止基本方針を踏まえた対応

- ・「三重県いじめ問題対策連絡協議会」で、いじめ防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止等のための対策を適切に実施するため、情報共有や分析等を行います。
- ・「三重県いじめ対策審議会」で、いじめ防止等のための調査研究や、県立学校における重大事態に係る調査を行います。

#### ② 生徒指導特別指導員活用事業

- ・生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を小中学校及び高等学校に派遣し、学校や児童生徒・保護者に対する生徒指導上の諸問題に対して、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を行います。
- ・各地における学校警察連絡協議会の連携推進等のための研修を実施します。

#### ③ 学校問題解決サポート事業

- ・スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員などによる「学校問題解決サポートチーム」を編成し、学校だけでは解決できない問題に対応するとともに、必要に応じて、弁護士等と連携して支援します。
- ・いじめや体罰など、生徒指導上の諸問題に対して適切な初期対応ができるよう、教員の力量を高めることをねらいとした講座を開催します。

#### ④ いじめに関するアンケート調査の実施

- ・児童生徒を対象とした、いじめに関するアンケート調査を各学校において学期に1回程度実施するとともに、県内一斉のアンケート調査を平成27年9月に実施します。

### (2) 子どもたちの「自立する力」「共に生きる力」の育成

#### ① すべての子どもが輝く学校づくり支援事業

- ・いじめや暴力行為、不登校等の未然防止を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを推進します。
- ・10 中学校区を指定し、児童生徒の実態把握を基にした子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めます。
- ・推進校区を中心とした研修会を充実するために、要請に応じて専門家の講師や生徒指導主事等を派遣します。

#### ② いじめ・不登校対策事業

- ・いじめや不登校の未然防止を推進するため、平成26・27年度の2年間、文部科学省の委託によりモデル中学校（名張市）において「魅力ある学校づくり調査研究事業」を実施し、「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について、調査研究を行います。
- ・各種研修会等を通して、平成25年度作成のいじめ問題を解決するための指導資料「ともにつくるあした」や不登校初期対応マニュアル「三重の地から不登校をなくす取組を！」の各学校での積極的な活用を促進し、学校の対応力を高めます。
- ・「教育支援センター（適応指導教室）スタッフガイド」を活用して、不登校児童生徒の復帰支援に対応する教育支援センター相談員の資質向上を図ります。
- ・市町教育委員会との協働により、不登校児童生徒の新しい活動スペースを広げるとともに、フリースクール等民間施設に関する情報及びネットワークを充実させます。

### (3) 相談体制の充実・関係機関との連携

#### ① スクールカウンセラー等活用事業等

- ・いじめ等の問題への早急な対応を図るため、効果的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との一層の連携を進めます。

※ スクールカウンセラーの配置

小学校 338 校(前年度比 18 校増)

中学校 157 校(前年度比 1 校減:1 校は統廃合による減)

高等学校 36 校(前年度比同数) 合計 531 校(前年度比 17 校増)

※ スクールソーシャルワーカー8 名(前年度比 1 名増)

- ・「子ども支援ネットワーク構築事業」と連携した取組を進め、学校、家庭、地域が一体となって子どもが安心して学べる環境づくりをめざします。

(4) ネット上での子どもたちの安全対策に係る取組

① インターネット社会を生き抜く力の育成事業【一部新規】

- ・小学校 3 年生から中学校 3 年生を対象に、モデル小中学校 45 校において、児童生徒の情報機器の利用に関する知識、理解、態度を把握するための「ネット検定」を年間 2 回実施します。
- ・児童生徒の実態を把握し、改善に向けた指導を行うことで、情報モラルや危険回避能力の育成を図ります。
- ・ネット利用のルール等について議論する高校生サミットを開催し、スマートフォン等の適切な利用について、児童生徒が自分自身の問題として主体的に考えるとともに、討論した内容を各学校に発信し、取組を働きかけることにより、インターネット社会を生き抜く力の育成につなげていきます。
- ・児童生徒に関わるサイトの検索・監視や保護者を対象とした「ネット啓発講座」を引き続き実施し、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図ります。

(5) 学校安全に係る取組

① 学校安全推進事業

- ・「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」(文部科学省)を活用して通学路安全対策アドバイザー等を派遣し、交通安全や防犯上の対策等を検討する等、学校や通学路等における安全対策を推進します。
- ・高校生の防犯意識や、危機に対する予測・回避能力を高めるための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員研修を通して防犯教育の推進を図ります。

## II 体罰の実態把握と防止

### 1 現状

平成 25 年 1 月に、大阪市の高等学校において教員による体罰が原因と思われる高校生の自殺事件が発覚したことをきっかけに、体罰が全国的に大きな社会問題となりました。

県教育委員会では、教員による体罰を防止するため、これまで、各市町教育委員会及び県立学校に対し、体罰禁止に係る教職員の認識を徹底するための校内研修等の実施と、児童生徒からの訴えを把握するためのアンケート調査等の実施及び事案発生時の迅速な報告を求めてきました。

また、県総合教育センター内に体罰に関する相談電話窓口を設置し、児童生徒や保護者等からの相談に対応するとともに、教員や部活動顧問等を対象とした研修会を実施し、体罰禁止の徹底を図ってまいりました。

その結果、平成 26 年度の体罰発生件数は前年度より減少しましたが、依然として体罰事案が発生していることについて、重く受け止める必要があります。

#### 平成 24 年度体罰の件数等

	発生学校数	対象教員数	被害児童生徒数
小学校	53 校	69 人	109 人
中学校	60 校	106 人	182 人
高等学校	19 校	31 人	101 人
特別支援学校	1 校	1 人	1 人
計	133 校	207 人	393 人

#### 平成 25 年度体罰の件数等

	発生学校数	対象教員数	被害児童生徒数
小学校	13 校	14 人	15 人
中学校	11 校	11 人	13 人
高等学校	6 校	6 人	6 人
特別支援学校	1 校	1 人	1 人
計	31 校	32 人	35 人

#### 平成 26 年度体罰の件数等

	発生学校数	対象教員数	被害児童生徒数
小学校	6 校	6 人	11 人
中学校	8 校	8 人	10 人
高等学校	6 校	6 人	10 人
特別支援学校	—	—	—
計	20 校	20 人	31 人



## 2 課題

平成 26 年度の体罰事案の多くが、授業中や部活動中に発生しています。たとえ指導上困難な状況であっても、決して体罰を行わず、児童生徒理解に基づいた粘り強い指導ができるよう、指導方法の改善等に取り組んでいく必要があります。

体罰の禁止を一層徹底するため、あらゆる機会を通して体罰禁止を指導するとともに、教員及び運動部活動指導者に対して、研修等の充実を図る必要があります。

また、各学校が児童生徒からの訴えを把握するためのアンケート等を実施し、体罰の実態を的確に把握するとともに、体罰事案が発生した場合は適正に対応していくことが必要です。

## 3 今後の対応

### (1) 的確な実態把握と事案発生時の迅速な報告

児童生徒からの訴えを把握するためのアンケート等を通して、各学校が体罰の実態を的確に把握するとともに、県立学校及び市町教育委員会に対して、体罰事案が発生した場合の迅速な報告を求めます。

### (2) 校内研修等を通じた体罰によらない指導の徹底

指導が困難な状況にあっても、決して体罰を行わず、毅然とした粘り強い指導ができるよう、校内研修等を通して、体罰によらない指導の徹底を図ります。

### (3) 体罰に関する相談窓口での対応

県総合教育センター内に設置している「体罰に関する電話相談窓口」において引き続き体罰に係る相談に対応します。

### (4) 被害児童生徒への対応

体罰事案が発生した場合は、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して、被害児童生徒等に対する支援にあたります。

### (5) 教員等を対象とした研修会の実施

生徒指導担当者研修会、部活動マネジメント研修等を実施し、体罰禁止の徹底や指導方法の工夫改善を図ります。

### (6) 校長会議及び生徒指導連絡協議会等での周知徹底

校長会議及び生徒指導連絡協議会等において、体罰禁止に関する認識等の周知徹底及び児童生徒理解に基づいた生徒指導の推進を図ります。

### (7) 県教育委員会担当課の対応

体罰事案が発生した場合は、県教育委員会担当課が市町教育委員会及び学校と連携し、迅速に対応します。

## 1 4 学びを保障する人権教育の充実

### 1 基本的な考え方と現状

三重県人権教育基本方針に基づき、一人ひとりの存在や思いが大切にされる「人権感覚あふれる学校づくり」、子どもの自尊感情や学習意欲を学校・家庭・地域が連携して支える「人権尊重の地域づくり」、人権教育推進の要となる「教職員育成」の3つの観点で取組を進めています。

#### (1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題に対する認識を深め、実践行動力を育むための学習活動を充実させるとともに、教育活動全体を通じた人権教育を推進しています。

人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	24年度	25年度	26年度
	55.2%	61.2%	65.5%

#### (2) 人権尊重の地域づくり

教育的に不利な環境のもとにある子どもたちが安心して学べる環境づくりを、学校・家庭・地域（自治会・NPO等）が連携し進めています。

子ども支援ネットワーク指定中学校区数 ※平成24年度から平成27年度にかけて、40中学校区を指定	25年度		26年度	
	11中学校区		11中学校区	
人権教育推進協議会の設置数	中学校区	156/161校区	156/156校区	
	県立学校	46/70校	49/70校	

#### (3) 教職員育成

人権教育を進めるうえでの教職員の指導力向上を図っています。

県指定事業に係る市町教委及び学校への支援回数（訪問回数）	2,349回
人権学習教材等活用のための連続講座（任意）に参加した教職員数	176人
人権教育推進に関する情報提供（ウェブアクセス数）	22,205件
教職員からの人権教育相談への対応（電話・面談等）	459件

※すべて平成26年度実績

## 2 課題

- (1) 学校での学習の不十分さや地域社会に存在する偏見、差別意識等を背景とした人権侵害（差別事象）が発生しています。
- (2) 就学援助を要する児童生徒が近年増加しているとともに、家庭の経済状況と子どもの学力の関連、世代間の貧困の連鎖等が指摘されており、教育的に不利な環

境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲の低下が懸念されます。

- (3) 大幅な教職員の世代交代、人権課題の多様化が進んでいることから、教職員の  
人権教育に関する確かな認識や指導力がよりいっそう求められます。

### 3 今後の対応

#### (1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題に係わる学習活動の充実と人権教育カリキュラムの普及・定着

##### (ア) 人権学習教材等の活用促進

人権学習教材「わたし かがやく」 活用率 ※平成 26 年度	小学校	86.8%
	中学校	86.8%
人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」活用率 ※平成 26 年度	県立学校	75.0%

##### (イ) 人権感覚あふれる学校づくり事業の実施

- ・県立学校を指定し、人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」  
等を活用した人権学習の実践研究を展開

「ともに『つくりだす』人権学習の研究」 指定校 ※平成 27 年度	いなべ総合学園高等学校、 飯南高等学校、宇治山田高等学校、 伊賀白鳳高等学校、名張西高等学校
--------------------------------------	--

##### (ウ) 指定校（区）での研究成果をもとに人権教育カリキュラムを普及・定着

人権教育研究推進事業指定校（区）数	25 年度	26 年度	27 年度
	11 校（区）	12 校（区）	9 校（区）

#### (2) 人権尊重の地域づくり

子どもの学びを支える地域連携の仕組みづくり

- (ア) 子ども支援ネットワークの構築（8 中学校区を指定）
- (イ) 人権教育推進協議会の再構築・活性化等（4 県立学校を指定）

#### (3) 教職員育成

教職員のニーズや課題に即した支援

- (ア) 研修会の実施・支援
  - ・管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会の実施
  - ・指導主事による校内研修会等への支援
- (イ) 実践につながる情報提供等
  - ・小学校版「人権学習指導資料」の作成・配付
  - ・「みえ人権教育 News」（ホームページ）の発行
  - ・人権教育相談への対応

# 15 子どもの体力向上

## 1 現状

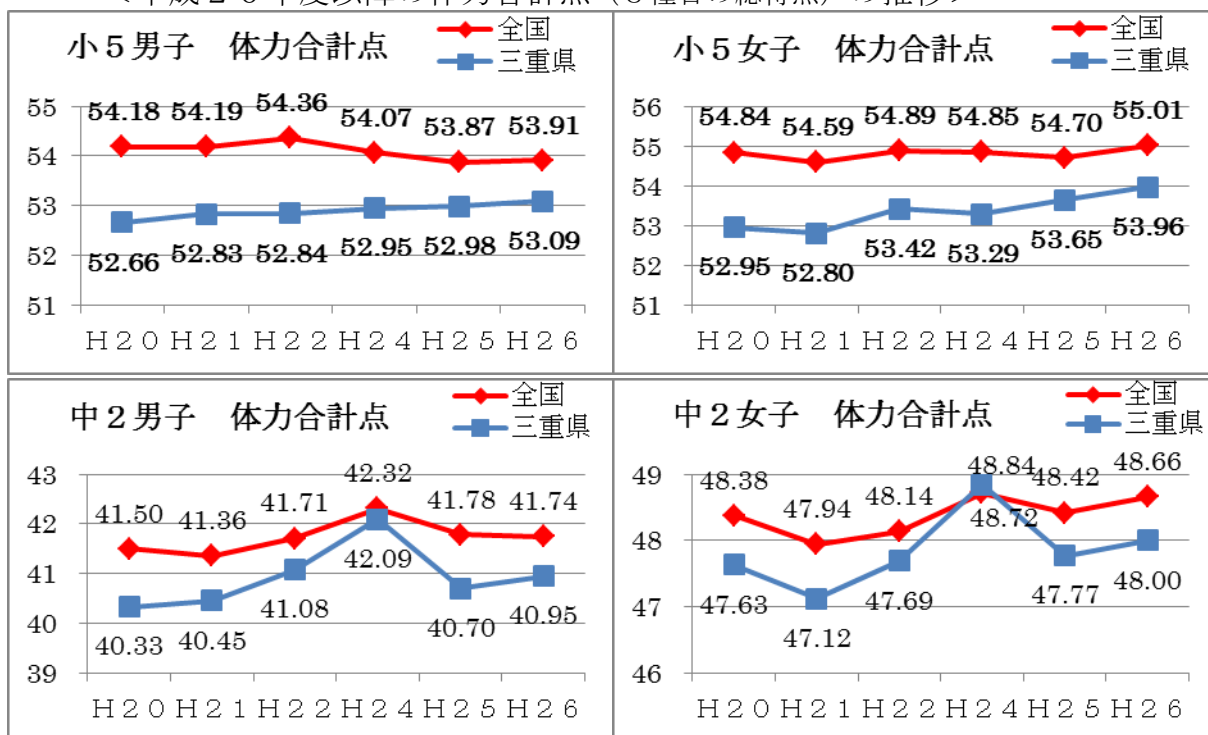
子どもたちの柔軟性や筋力、持久力など基礎的な体力は、生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たすとともに、意欲や気力の充実に大きく関わる活動の源となります。

文部科学省が平成20年度から実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(以下「体力調査」という。)によると、三重県の子どもたちの体力は、全国平均に近づきつつあるものの、全国を下回る状況にあります。

<平成26年度調査の体力合計点の平均>

	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
三重県	53.09	53.96	40.95	48.00
全国	53.91	55.01	41.74	48.66

<平成20年度以降の体力合計点(8種目の総得点)の推移>



## 2 課題

- (1) このような状況に対応するため、子どもたちが運動の楽しさや喜びを知り、運動することが好きになるような体育の授業を目指して、授業の工夫や改善を進め、さらに、子どもたちが運動する機会を増やす取組が必要です。
- (2) 小学校の体力テストの継続実施率は、全国と比較して依然として低い状況にあります。子どもたちが、自ら成長の実感と達成感を持てるよう、体力テストを継続して実施し、結果を体力の成長記録として、保護者と共有し、有効活用する必要があります。

**【本県の体力テスト継続実施率】**

(三重県教育委員会調べ)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公立小学校	28.9%	40.9%	72.8% (275/378)
公立中学校	95.8%	97.0%	97.5% (155/159)

(3) 文部科学省が実施した平成26年度体力調査の結果から、体力向上のための目標設定をしている学校や体力向上の取組を行っている学校の割合、体力テストを複数学年で継続実施している小学校の割合が、全国平均と比べると低いことが明らかになりました。

① 体力向上のための目標設定している学校の割合

＜小学校＞本県56.6%、全国80.1% ＜中学校＞本県34.6%、全国67.0%

② 体力向上の取組を行っている学校の割合

＜小学校＞本県74.1%、全国90.6% ＜中学校＞本県46.5%、全国69.4%

③ 体力テストを継続的に行っている学校の割合（「体力テストは何年間実施していますか」に「6年以上」と回答した割合）。

＜小学校＞本県47.3% 全国80.4% ＜中学校＞本県91.7% 全国90.3%

県教育委員会は、三重県内全小学校・中学校の体育担当者を対象に研修会を開催し、全ての学校で、体力向上の目標設定と1学校1運動（取組計画）が、平成27年4月末までに作成されるよう進めてきました。今後は、この取組が確実に実施される必要があります。

### 3 今後の取組

(1) 体育を担当する教員を対象とした「体育担当者研修会」（小：5会場、中：3会場）の実施回数を増やし、内容を充実させ、子どもたちにとって楽しく、魅力的な体育となるよう、授業の工夫や改善を進めていきます。

(2) 体力向上の目標設定と体力向上の取組の推進

県教育委員会は、市町教育委員会と連携し、平成27年度に実施した体力テストの結果分析や各学校が設定した体力の目標や取組が確実に実施され、改善が進むよう、指導主事や体力向上アドバイザーの学校訪問をとおして、各学校の体力向上の取組を支援します。

さらに、「みえの学力向上県民運動」における、読書週間等で行う「チェックシート」において、「朝食摂取」とともに「運動する」のチェック項目を設け、家庭との連携のもと、子どもたちの生活習慣に目を向けた取組を支援します。

(3) 学識経験者、体力向上推進アドバイザー、体力向上サポーター、保護者、学校関係者等からなる「子どもの体力向上推進会議」を開催し、子どもの体力向上や生活習慣改善に向けた取組について検討を進めます。

(4) 体力向上サポーターの派遣

体育やスポーツを学ぶ高校生などを体力向上サポーターとして小学校に派遣し、体育の授業等で子どもたちの運動の支援や体育的な活動をサポートします。

(5) 「みえ子どもの元気アップフェスティバル」の開催

広く県民に対して、子どもの体力向上に関する気運の醸成を効果的に図るため、日頃の学校における子どもの体力向上の取組成果発表をはじめ、運動習慣・生活習慣・食習慣の面から総合的な体力向上に関するフェスティバルを11月28日（土）に開催します。

## 16 平成30年度全国高等学校総合体育大会及び 平成32年度全国中学校体育大会

### 1 平成30年度全国高等学校総合体育大会について

#### (1) 開催目的

- 高校生の技能向上とスポーツ精神の高揚による心身ともに健全な青少年の育成、及び豊かな人間性を持ち地域の未来を担う人材の育成
- 来県者30万人に向けた三重の魅力発信とおもてなし

#### (2) 三重県準備委員会の設立について

大会の開催準備を進めるため、平成27年5月15日、教育長を会長として、県関係部局の総務課長等、会場地市町担当課長及び関係機関・団体等の担当者からなる、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設立し、第1回の総会を開催しました。（別紙1）

#### (3) 会場地市町及び準備委員会スケジュールについて

##### ①会場地市町

平成27年5月15日に開催しました準備委員会において、三重県内の会場地市町を決定しました。（別紙2）

##### 【市町別】（8市町）

会場地市町	種 目
津 市	バレーボール（女子）、レスリング、柔道、なぎなた、ハンドボール
四日市市	テニス、サッカー（男子）
伊勢市	陸上競技、サッカー（男子）、剣道、バレーボール（男子）、 ※総合開会式
鈴鹿市	水泳（水球）、サッカー（男子）、ハンドボール、ソフトテニス
亀山市	ウエイトリフティング
熊野市	ソフトボール
伊賀市	サッカー（男子）
菰野町	登山

##### 【種目別】（15種目及び総合開会式）

種 目	会場地市町
陸上競技	伊勢市
水泳（水球）	鈴鹿市
バレーボール（男子）	伊勢市
バレーボール（女子）	津市
ソフトテニス	鈴鹿市
ハンドボール	津市・鈴鹿市
サッカー（男子）	四日市市・伊勢市・鈴鹿市・伊賀市
ソフトボール	熊野市
柔道	津市
剣道	伊勢市
レスリング	津市
テニス	四日市市
登山	菰野町
ウエイトリフティング	亀山市
なぎなた	津市
*総合開会式	伊勢市

## ②準備委員会スケジュール（別紙3）

- 準備委員会では、開催基本方針の決定や年次業務推進計画などの案を作成するため、具体的な内容を検討する「広報・報道・おもてなし」や「競技」等の各専門委員会を設置し、11月を目途に中間案を作成、年度末に向けてとりまとめを行います。

また、高校生活動による広報活動を今年度中にはスタートさせ、県内の高校生が中心となって啓発を行います。

- 平成27年度末には知事を会長として、三重県、三重県教育委員会、開催市町、三重県高等学校体育連盟、三重県体育協会、関係企業等からなる「平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（仮称）」を組織する予定です。

## 2 平成32年度全国中学校体育大会東海ブロック開催の決定について

### （1）東海ブロック開催決定について

全国中学校体育大会は、陸上競技、水泳、バレーボールなど全16競技が、昭和62年度から、全国8ブロックの輪番で開催されており、本県では平成25年度にソフトボール、柔道、新体操の3競技を開催したところです。

三重県教育委員会は、公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）から、平成32年度全国中学校体育大会の東海ブロックでの開催要請を受け、東海4県の教育委員会及び中学校体育連盟と調整のうえ承諾したところです。日本中体連から平成27年3月27日付けで、「開催地決定書」が東海ブロック4県の教育委員会及び中学校体育連盟に送付されています。

### （2）今後の対応方針

平成32年度全国中学校体育大会の東海ブロック開催について、本県での開催競技の内定に向けて、東海各県の教育委員会ならびに中学校体育連盟との調整を進めていきます。

また、県スポーツ推進局及び関係部局と連携しながら、平成30年のインターハイ、平成33年の国体・全国障害者スポーツ大会の開催とともに、同大会の開催が本県のスポーツ推進に繋がるよう準備に取り組んでいきます。

平成30年度全国高等学校総合体育大会 準備委員会・実行委員会委員比較

全国高等学校総合体育大会準備委員会 委員

Table with 2 columns: 役職, 機関・所属等

全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会 委員(案)

Table with 2 columns: 役職, 機関・所属等

第76回国民体育大会三重県準備委員会 常任委員会

Table with 2 columns: 役職, 機関・所属等

Main comparison table for the first section, listing members and their roles across the three committees.

Comparison table for the chair and vice-chair positions of the three committees.

Main comparison table for the second section, listing various members and their roles.

Comparison table for the third section, listing members and their roles.

Comparison table for the fourth section, listing members and their roles.

Comparison table for the fifth section, listing members and their roles.

Comparison table for the sixth section, listing members and their roles.

Comparison table for the seventh section, listing members and their roles.

Comparison table for the eighth section, listing members and their roles.

Comparison table for the ninth section, listing members and their roles.

Comparison table for the tenth section, listing members and their roles.

Comparison table for the eleventh section, listing members and their roles.

Comparison table for the twelfth section, listing members and their roles.

(会長1名、副会長1名、委員49名)

Comparison table for the thirteenth section, listing members and their roles.

(会長1名、副会長6名、委員84名)



第76回国民体育大会会場地市町第四次選定状況 (平成27年3月18日現在)  
平成30年度全国高等学校総合体育大会会場地市町決定状況 (平成27年5月15日現在)

【凡例】 ◎：インターハイと国体が重複  
○：国体正式競技 □：国体公開競技 ◇国体特別競技  
●：インターハイ競技  
国：国民体育大会 IH：インターハイ

いなべ市  
○ハンドボール(国：少年男子)  
○自転車(国：ロード・レース)

菰野町  
◎山岳(国)  
◎登山(IH)

亀山市  
◎ウエイトリフティング  
○軟式野球(国：成年男子)

伊賀市  
◎サッカー(国：女子)  
(IH：男子)  
○クレール射撃  
○ハンドボール(国：少年女子)  
○軟式野球(国：成年男子)  
○剣道

津市  
◎バレーボール(IH：女子)  
◎レスリング  
◎柔道  
◎なぎなた  
○バスケットボール  
○ボウリング  
○セーリング ○ライフル射撃  
◇高等学校野球(国：硬式)  
●ハンドボール

名張市  
○軟式野球(国：成年男子)  
○弓道 □綱引き

大台町  
○ボート

紀北町  
○ソフトボール(国：少年女子)  
□グラウンド・ゴルフ

東員町  
○サッカー(国：少年男子)

桑名市  
○ゴルフ(国：女子)  
□武術太極拳

四日市市  
◎サッカー(国：少年男子)  
(IH：男子)  
◎テニス  
○自転車(国：トラック・レース)  
○カヌー(国：カヌーフリット)  
○軟式野球(国：成年男子)  
○空手道 ○体操  
○ゴルフ(国：成年男子)

朝日町  
□パワーリフティング

鈴鹿市  
◎水泳(IH：水球)  
◎サッカー(国：成年男子)  
(IH：男子)  
◎ハンドボール(国：成年男女)  
◎ソフトテニス  
○ラグビーフットボール  
(国：少年男子)  
○ゴルフ(国：少年男子)  
○軟式野球(国：成年男子)

松阪市  
○アーチェリー  
◇高等学校野球(国：軟式)

明和町  
○ソフトボール  
(国：成年男子)

鳥羽市  
○フェンシング

志摩市  
○ボクシング  
○トライアスロン  
○ソフトボール  
(国：少年男子)

伊勢市  
◎陸上競技  
◎サッカー(国：女子)  
(IH：男子)  
◎総合開会式  
○卓球 ●バレーボール(IH：男子)  
○相撲 ●剣道  
○バドミントン ◇高等学校野球(国：硬式)  
○総合閉会式

能野市  
◎ソフトボール(国：成年女子)  
○ラグビーフットボール(国：成年男子)

【国体会場地選定中の競技】  
(正式競技 4競技)  
・ホッケー ・軟式野球(一部)  
・馬術 ・カヌー(スラローム・ワイルドウォーター)  
(公開競技 1競技)  
・ゲートボール

## 平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県準備委員会 スケジュール

	平成27年度(開催3年前)	平成28年度(開催2年前)	平成29年度(開催1年前)	平成30年度(開催年)
準備組織	<b>準備委員会</b>	<b>実行委員会</b>		
業務計画	<p>準備委員会設立(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催基本方針決定(※1)</li> <li>・三重県基本構想(案)作成(※2)</li> <li>・年次業務推進計画(案)作成(※2)</li> <li>・<b>おもてなし計画(案)作成(※2)</b></li> <li>・会場地市町の決定(※2)</li> <li>・競技会場・総合開会式会場決定(※1)</li> <li>・平成30年度大会開催の県と会場地市町の役割分担(案)作成(※2)</li> <li>・大会愛称、スローガン等募集・決定(※1)</li> <li>・高体連マーク規程策定(※1)</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>高校生による広報活動</b></p>	<p>実行委員会設立(2月頃)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技種目別実施要項作成</li> <li>・競技会場運用計画作成</li> <li>・<b>おもてなし計画実施</b></li> <li>・競技種目別開催経費試算</li> <li>・競技役員養成</li> <li>・総合開会式実施要項(案)の検討</li> <li>・大会総合ポスター作成・配布</li> <li>・ヤングスポーツボランティア(仮称)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技種目別大会プログラム作成</li> <li>・プレ大会・プレ合宿の実施</li> <li>・総合開会式開催要項の作成</li> <li>・式典練習会・草花装飾試験栽培</li> <li>・カウントダウンイベントの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録センター、プレスセンター設置</li> <li>・大会開催(7月下旬～8月中旬)</li> <li>・運営費補助金交付</li> <li>・総合開会式リハーサル</li> <li>・プレイベント</li> </ul>

		平成27年度			2月頃
		5月15日	11月頃	2月頃	2月頃
準備委員会	会議	<p><b>準備委員会設立 第1回準備委員会</b></p> <p>開催基本方針決定、会場地市町の決定 大会愛称、スローガン等募集 高体連マーク規程策定</p>	<p><b>第2回準備委員会</b></p> <p>県/市町役割分担(案)調整 大会愛称、スローガン等決定</p>	<p><b>第3回準備委員会</b></p> <p>県/市町役割分担(案)作成 専門部会検討状況報告</p>	<p><b>実行委員会設立 第1回実行委員会</b></p> <p>県/市町役割分担決定</p>
	三重県基本構想推進計画等	<p>三重県基本構想(案)の作成 年次業務推進計画(案)の作成 おもてなし計画(案)の作成</p> <p style="text-align: right;">(各専門委員会にて) →</p>		<p>三重県基本構想(案)とりまとめ 年次業務推進計画(案)とりまとめ おもてなし計画(案)とりまとめ</p>	<p>三重県基本構想策定 年次業務推進計画決定 おもてなし計画決定</p>
	会場地選定等	<p>競技会場地・開催日程調整 →</p>		<p>競技会場・総合開会式会場(案)とりまとめ</p>	<p>競技会場・総合開会式会場決定</p>
	高校生による広報活動	<p>広報活動の内容検討 → ネット広報研修 → 高校生活動による広報活動 →</p>			

- ・ (※1) ブロック大会として、東海4県で合意形成のもと作成するもの。
- ・ (※2) 三重県の取組として作成するもの。
- ・ 下線部分は、三重県独自の取組。

- 【準備委員会 専門委員会組織】**

  - ① 広報・報道・おもてなし専門委員会
  - ② 競技専門委員会
  - ③ 式典・演技専門委員会
  - ④ 宿泊・衛生専門委員会
  - ⑤ 輸送・警備専門委員会
  - ⑥ 高校生活動専門委員会

## 1 7 健康教育の推進

### I 学校保健の推進

#### 1 現状と課題

##### (1) 歯と口の健康づくり

- ・本県の12歳の一人平均DMF指数1.14本は、全国平均1.00本より高くなっています。

(※DMF指数とは、むし歯経験歯数のこと。未処置歯、処置歯、むし歯による喪失歯の合計)

- ・平成24年3月に公布・施行された「みえ歯と口腔の健康づくり条例」を受け、平成25年3月に「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」が策定されました。この基本計画に基づき、学校や地域の実情に応じた歯と口の健康づくりを進める必要があります。

##### (2) 飲酒運転0（ゼロ）を目指す教育

- ・「三重県飲酒運転0をめざす条例（平成25年7月施行）」に基づき、「飲酒運転0をめざす条例基本計画（平成26年4月）」が策定され、児童生徒の発達段階に応じて指導していく必要があります。

##### (3) がんに関する教育

- ・平成26年4月に「三重県がん対策推進条例」が施行されました。また、国でも学校におけるがん教育の在り方について検討されています。これに伴い、学校におけるがん教育について検討していく必要があります。

##### (4) 薬物乱用防止教育

- ・国の「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、すべての中学校及び高等学校においては、少なくとも年1回、小学校においては、地域の実情に応じて薬物乱用防止教室を実施し、児童生徒に対する啓発・指導の充実を図る必要があります。

##### (5) 性に関する指導

- ・10代の人工妊娠中絶率（15～19歳女子人口1,000人当たりの人数）は、平成21年以降は減少傾向にあり、平成25年も5.9と全国6.6より低くなっていますが、児童生徒には発達段階に応じた知識理解や、社会生活を営むうえで適切な行動がとれる実践力をつけることが重要です。

##### (6) 若年層（高校生）の献血

- ・平成25年度の本県の10代の献血率（15～19歳の人口に対する実献血者の割合）は1.3%と全国平均の5.1%を大幅に下回っています。

#### 2 今後の取組

##### (1) 歯と口の健康づくり

文部科学省委託事業「学校保健総合支援事業」を活用して、小中学校や県立学校での実践的な取組を推進するため、推進地域（県内1市町）及び推進校（県立学校1校）を指定します。

また、推進地域における歯と口の健康づくりの対策を検討するための支援チーム（専門医代表、学校関係者、行政関係者等）を組織するとともに、支援チームを学校に派遣します。

## (2) 飲酒運転0(ゼロ)を目指す教育

基本計画に基づき、市町教育委員会及び県立学校と連携を図り、児童生徒に、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等についても理解させ、生命の大切さや規範意識の醸成に努めていきます。

## (3) がんに関する教育

国の事業を活用して「がんの教育総合推進事業」を実施し、医療機関や市町教育委員会、県行政関係者等からなる協議会を設置し、教材の利活用の検討や指導方法の検証を行います。また、モデル地域の学校に専門医を派遣し、授業実践を行います。

## (4) 薬物乱用防止教育

今後も、警察等の関係機関・団体等と連携を図りながら、小中高等学校において「薬物乱用防止教室」を開催する等、児童生徒に対する啓発・指導に努めていきます。

また、主に教職員を対象にした、薬物乱用防止教室の指導者養成のための講習会(平成27年7月2日)を開催します。

## (5) ライフプラン教育総合推進事業「妊娠・出産等に関する高校生の学び支援事業」

学校が、産婦人科医、助産師等の専門家を招聘し、生徒、教職員、保護者等を対象に、医学的知識等の習得に関する講座や講習会等を開催します。

## (6) 若年層(高校生)の献血

健康福祉部、三重県赤十字血液センターと連携し、献血の意義や知識の普及啓発や献血に対する不安感の払拭等のために、すべての県立高等学校生(全日制・定時制)が、在学中に献血の意義や実態を知ることができるよう「献血セミナー」の実施と、文化祭等の機会を利用した献血バスの導入について働きかけていきます。

また、県立高等学校の科目「保健」において、生徒が献血の制度や意義を知る授業実践につなげられるよう、教職員の取組を支援します。

## II 食育・学校給食の推進

### 1 現状と課題

#### (1) 学校給食の衛生管理

- ・県教育委員会では、県立学校や市町教育委員会に対して、「学校給食衛生管理基準」に基づいて適切に給食が実施されるよう徹底をするとともに、学校給食への異物混入未然防止等を含めた衛生管理について支援を行う必要があります。

#### (2) 食物アレルギー対応

- ・食物アレルギーの児童生徒が年々増加し、各学校は学校や地域の実態に応じた校内体制整備の徹底を図る必要があります。
  - ・アドレナリン自己注射薬(エピペン)を所持する児童生徒数……234人
- ※：三重県「学校におけるアレルギー対応に関する実態調査」(平成26年7月現在)

### (3) 学校給食における地場産物の活用状況

- ・安全安心な学校給食の提供が求められており、さらに地場産物の活用を推進する必要があります。

#### 【学校給食において地場産物を使用する割合（文部科学省公表）（食材数ベース）】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
三重県	27.7%	30.3%	28.2%	27.8%	31.2% (速報値)
全 国	25.0%	25.7%	25.1%	25.8%	未発表

\* 三重県第2次食育推進計画における目標値：40%（平成27年度）

### (4) 学校における食育の推進

- ・「平成26年度全国学力・学習状況調査」において、「朝食を毎日食べていますか」という設問に「食べている」と回答した本県の子どもたちの割合は、小学校87.6%（全国88.1%）、中学校83.8%（全国83.8%）と、全国と同程度の数値となっています。中学生になると朝食を毎日食べない子どもの割合が、若干増加する傾向があります。
- ・全ての学校で、食育担当者を校務分掌に位置づけ、「食に関する指導計画」を策定し、学校教育活動全体で、より一層の食育の推進を図る必要があります。

## 2 今後の取組

### (1) 学校給食の衛生管理

#### ①学校給食衛生管理講習会の開催

- ・学校給食における衛生・安全管理の徹底及び異物混入防止を図るため、対象者別に学校給食衛生管理講習会を開催します。

（対象者：管理職、衛生管理責任者、県立学校給食従事者）

#### ②学校給食施設状況調査

- ・県及び市町教育委員会指導主事、有識者等を施設の状況調査や、衛生管理の徹底・異物混入防止を図るため、学校給食施設（単独・共同調理場）へ派遣します。

#### ③衛生管理にかかるマニュアルの作成及び周知

- ・「学校給食による食中毒」、「学校給食における異物混入にかかる未然防止と発生時の対応」について、県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」や周知文により、引き続き周知を図ります。

### (2) 食物アレルギー対応

文部科学省より、平成27年3月に「学校給食における食物アレルギー対応指針」やDVD等の参考資料が、各学校に配付されました。

このことを踏まえ、県教育委員会が作成した「児童生徒のアレルギー疾患対応の手引」（平成21年度発行）の見直しを図るとともに、各学校において学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、引き続き市町教育委員会と連携して働きかけてまいります。

### (3) 学校給食における地場産物の活用推進

#### ○「みえ地物一番給食の日」の取組

- ・毎月「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。
- ・年間2回、報告期間（4～7月、9～12月）ごとに各地域の取組（給食献立）をホームページで紹介するとともに、メールにて周知を図ります。

- 県内の地場産物活用率の高い献立（優良事例）や学校給食会開発食材の活用について、市町教育委員会担当者会議や栄養教諭・学校栄養職員協議会研修会等で働きかけるとともに、各地域での地場産物活用における課題等を情報収集し、農林水産部や生産者団体等と連携し、課題解決に向けて検討していきます。

#### （４）学校における食育の推進

##### ①朝食摂取率向上

自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかり食べる習慣の確立を図るため、学力向上県民運動の生活習慣チェックシートの活用や「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」への参加についてこれまで以上に市町教育委員会と連携を図ります。

##### ②みえの地物が一番！朝食メニューコンクール

###### ・目的

地場産物を使用した朝食のメニューを考え、調理することで、子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることや、食の大切さや地場産物とその生産者について理解を深めることなどをねらいとします。

###### ・募集期間

平成27年6月15日（月）～9月3日（木）

###### ・応募対象者

小学校5、6年生、特別支援学校小学部5、6年生

中学校1～3年生、特別支援学校中等部1～3年生

##### ③教職員の資質向上と指導の充実

教職員や市町教育委員会担当者等を対象とした「学校における食育推進連絡講習会」を開催し、県内の先進地の実践発表等をおして、より一層の食育推進を図ります。

- ・スーパー食育スクール 県立久居農林高等学校

##### 【学校における食育推進連絡講習会】

- ・時期：平成28年1月19日（火）予定
- ・内容：実践発表、食育推進にかかる講演

また、市町教育委員会や県立特別支援学校と連携を図り、県教育委員会作成の「食で育む、元気なみえの子」等をもとに、効果的な食に関する指導の取組支援を行うとともに、食に関する指導の充実に取り組みます。

## 18 社会教育の推進

本県では、学校の教育課程として行われる教育活動を除く教育（社会教育）を、主に高校生以下の子どもに対して、次のとおり行っています。

### 1 現状

#### (1) みえの学力向上県民運動と連携しての社会教育

自己肯定感や体験活動の多寡と学力、読書量と学力に一定の相関関係が見られることから、みえの学力向上県民運動と連携して子ども読書活動の推進や、「みえの学び場」づくり等の社会教育を実施しています。

#### (2) 子ども読書活動の推進

##### ①「第三次三重県子ども読書活動推進計画」（H27年度から5年間）の策定

家庭、地域、学校等が相互に連携・協力し、図書館資料や施設設備等の充実を図ること等による読書環境の整備、子どもを対象とする読み聞かせやお話し会等の読書機会の提供、ポスターやリーフレットの配布等による読書活動の啓発等に取り組むことを基本方針とした計画を策定し、推進しています。

指 標		平成25年度	平成26年度	目標数値
授業時間以外に読書を全くしない子どもの割合	小学校	22.8% (20.8%)	21.4% (19.8%)	18.0%
	中学校	37.2% (36.0%)	35.7% (34.3%)	28.0%

※出典「全国学力・学習状況調査」（ ）については全国の値

##### ②「学力向上のための読書活動推進事業」の実施

読書活動をとおして、子どもたちの文章を読んで内容を理解する力や書く力を向上させることを目的に、平成25年度から、モデル事業として、民間事業者委託により図書館司書有資格者を学校司書未配置の市町の小中学校（平成25年度6市町10校、平成26年度6市町11校）に派遣し、学校図書館を活用した授業を推進しています。

##### ③「学力向上のための高校生ビブリオバトル推進事業」の実施

平成26年度から、読書離れが進む高校生に対して、読書の楽しさや有益性を伝え、思考力、判断力、表現力を育むビブリオバトル（書評合戦）を導入し、地域大会や県大会を通じて、読書活動を推進しています。

#### (3) 社会教育の推進

##### ①「みえの学び場」の実施と「まなびのコーディネーター」の育成

みえの学力向上県民運動の一環として、学力の素地づくりのため、地域の教育力を活用した体験活動を通じて子どもたちの自己肯定感等を養う機会を提供する「みえの学び場」を、全29市町で実施しています。平成26年度は、まなびのコーディネーター50人に委嘱し、約1,800ヶ所の学び場において、延べ約46,000人の参加を得ています。

##### ②社会教育関係者の人材の育成

個別の課題に対応した研修を実施するとともに、情報提供や意見交換のため、全県及びブロック別会議を開催しています。また、各市町の社会教育指導者等を対象とした研修会の開催による人材育成を行っています。

#### (4) 青少年教育施設の管理運営

青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて心身ともに健全な青少年の育成を図るため、鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家を指定管理により運営しています。学校の行事として集団生活の体験学習に利用されるほか、企業等の研修、スポーツクラブの合宿等に利用されています。

◎鈴鹿青少年センター 指定管理者 公益財団法人三重県体育協会  
宿泊定員 368人

◎熊野少年自然の家 指定管理者 有限会社熊野市観光公社  
宿泊定員 200人

#### 県立青少年教育施設利用人数

施設名	H25年度	H26年度	目標値
鈴鹿青少年センター	74,751人	74,719人	73,300人
熊野少年の自然の家	27,441人	28,720人	27,500人

## 2 課題

- (1) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の趣旨の浸透と、計画に基づく取組の充実を図り、小中学校図書館の効果的な運営や授業活用の促進、家庭での読書習慣の定着に加えて、高校生の読書機会の拡充など、実態に応じた「読書をとおした学び」を推進する必要があります。
- (2) 「みえの学び場」の活動については、子どもたちの多様な興味・関心に対応して学び場の活動の多様性を確保する必要があります。

## 3 今後の対応

- (1) 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館を活用した授業の実施や市町立図書館におけるボランティアの育成等の取組の推進を、市町教育委員会に働きかけます。また、家庭との連携を図るため、県PTA連合会とともに、読書習慣の確立に向けてチェックシートの取組を進めます。さらに、県立高等学校へのビブリオバトルの普及と全国大会と連携した大会開催により、読書への興味・関心、意欲の向上を図ります。
- (2) 「みえの学びの場」については、コーディネーターや社会教育関係者間の情報の共有や連携を図るため、ホームページや推進会議等を通じて優良事例等の紹介を行い、子どもたちの多様な興味・関心に応えた活動としていきます。
- (3) 県立青少年教育施設については、指定管理者との連携を密にし、体験活動プログラムのさらなる充実や新たな利用者の獲得による利用促進を図ります。



## 19 文化財の保存・活用

### 1 現状

#### (1) 文化財の件数

文化財は、わが国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられた貴重な国民の財産として保存、活用が図られています。

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国及び県指定等の文化財が平成27年4月末現在、1,075件あります。また、この他、市町指定等の文化財が約1,800件と埋蔵文化財が約14,000ヶ所あります。

(H27.4.30現在)

種別	国指定等	県指定等	合計	備考
有形文化財	184	347	531	建造物、美術工芸品等
無形文化財	1	2	3	工芸技術等
民俗文化財	9	62	71	生業、民俗芸能等
記念物	84	165	249	遺跡、庭園、動物、植物等
登録有形文化財ほか	210	11	221	重要伝統的建造物群等
合計	488	587	1,075	

#### (2) 文化財の保存・活用への対応

##### ① 文化財の指定等

県教育委員会では、県内の歴史上、芸術上等価値の高い重要なものについて、県文化財保護審議会の答申を受けて三重県文化財保護条例に基づき、指定等を行っており、平成26年度は、有形文化財5件、記念物1件の計6件の指定を行っています。

有形文化財：旧長谷川家住宅、亀山城本丸東南隅櫓 附 鬼瓦、  
宝永・安政津波供養碑（最明寺の供養碑）、  
宝永津波供養碑（最明寺の大乘経碑）、  
宝永津波供養碑（甘露寺の三界萬霊碑）  
記念物：長谷川氏旧宅

また、鳥羽・志摩の海女習俗について、「鳥羽・志摩の海女における伝統的素潜り漁技術」として平成26年1月に県の無形民俗文化財に指定し、平成26年度は、海女習俗の映像記録「海女の一日」の作成等に取り組みました。

##### ② 文化財の保存・活用

文化財には、経年劣化や過疎化、所有者の高齢化等の社会構造の変化によって、修復や記録保存等の措置を要するものが多くあります。このため、県教育委員会が任命した文化財保護指導委員による文化財の巡視や国及び県において文化財の修復への補助により市町等の所有者を支援しています。

### <地域文化財総合活性化事業>

文化財の修復・整備・調査等の保存事業と文化財の公開・企画展示等の活用事業もしくは文化財防災計画の策定等の防災事業を組み合わせ、文化財を活かした魅力ある地域づくりにつなげます。

年度	件数	県補助額	補助率
H26年度	36件	99,589千円	国指定：県10%以内（国50%）
H27年度	36件（予定）	102,000千円（予算）	県指定：県50%以内

## 2 課題

文化財には、経年劣化、防災、後継者不足、所有者の費用負担増など多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。そのため、行政による財政的・技術的支援の必要性が増しています。また、文化財を貴重な文化的資産として積極的に活用することが求められています。

## 3 今後の対応

- (1) 文化財を単なる過去の遺産ではなく、人づくり・まちづくりの核となる未来に向けた財産として位置づけ、平成27年度においても「地域文化財総合活性化事業」等を活用し、保存と活用を支援していきます。
- (2) 海女習俗に関しては、今後、国の文化財指定、さらには将来的なユネスコ無形文化遺産登録を目指し、平成26年度に引き続き、「海女習俗映像記録作成事業」により、海女漁の操業等の現況を映像記録化（「海女の一生」）し、海女保存会と連携して海女漁の文化財的価値について保護継承を図っていきます。

## 20 教職員の資質向上

### 1 現状と課題

- (1) 今後 10 年間に多くの経験豊かな教員の退職が見込まれることから、教職員全体の資質の向上に向けて、知識・技能等の継承、若手・中堅教員の計画的な育成が課題となっています。
- (2) 子どもたちの学力向上に向け、主体的に学び行動する意欲を育み、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業を創造できるよう、一層の授業力の向上を図る必要があります。
- (3) 教員が学校を離れて研修を受講することが難しくなっていると同時に、職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れつつあることから、学校の中で人材を育成するしくみを構築する必要があります。

### 2 研修の概要

#### (1) 実践的指導力向上

##### ① 基本研修

##### ○初任者研修

- ・教職に対する情熱と使命感及び教育公務員としての自覚を高め、学習指導や生徒指導に関する基礎的・実践的な力を身につけるための研修を実施します。
- ・基礎的素養、教科指導、児童生徒理解、学校経営・学級経営、生徒指導、防災教育等についての研修や、授業実践研修、生徒指導実践研修を実施します。

##### ○教職 2～3 年次研修（スパイラル研修 I）

- ・教職経験 1 年を経過した教諭等が、今日的な教育課題や自己の教育課題について最新の知見や対応方策に関する知識を身に付け、基本的な実践的指導力の向上を図るための研修を実施します。
- ・社会体験研修 2 日、教育課題別研修 6 単位を原則として 2 年間で受講します。

##### ○教職 6 年次研修

- ・知識や経験に基づく実践力を高め、授業の改善を重視しながら、優れた授業力を身につけるための研修を実施します。
- ・県単独で実施します。
- ・生徒指導、防災教育、人権教育、学校経営・学級経営等について

の研修や、授業実践研修、生徒指導実践研修を実施します。

○教職経験 11 年次研修

- ・使命感あふれた信頼される教職員をめざすとともに、専門性及び授業力の向上など教員としての力量を高め、学校全体を見通した教育活動を展開するリーダーとしての力を身につけるための研修を実施します。
- ・個々の研修計画を作成し、研修計画に沿って研修を受講します。
- ・生徒指導、人権教育、学校・学級経営、防災教育等についての研修や、授業実践研修、生徒指導実践研修を実施します。

○その他職種研修

- ・養護教諭研修、栄養教諭研修、幼稚園等教員研修も職種に応じて同様に実施しています。特に、養護教諭研修等においては、食物アレルギーや脳脊髄液減少症などへの対応に関しても講座の中で取り上げています。

○採用前研修 ※任意

- ・教育公務員としての意識の醸成を図り、教育に対する情熱、使命感を養うために、教職等に関する基礎的な知識を身に付けるための研修を実施します。
- ・社会人になるにあたってのマナーに関する講義や演習、職種・校種別の講義、グループ協議を実施します。

## (2) 学校マネジメント力向上

① 管理職研修

- ・小・中・県立学校の新任校長、新任教頭を対象として、学校経営の最高責任者若しくは校務全般の実務の中心としての職責を自覚し、特色ある学校づくりを行う能力を身につけるための研修を実施します。
- ・学校経営、スクールコンプライアンス、コーチング、メンタルヘルスマネジメント等の研修を実施します。

② 主幹教諭等研修

- ・新任主幹教諭・新任指導教諭を対象に、その職務や役割を自覚し、今日的な教育課題に対応できる学校マネジメント力を身に付け、組織のミドルリーダーとして中核を担うための研修を実施します。

③ 学校事務職員研修

- ・学校事務職員を対象に経験と役割に応じた研修を実施し、より質の高い教育活動が各校で展開できるよう、専門的能力を活用した学校マネジメント力の向上、実践意欲の喚起を図ります。

④ 学校改善活動（学校マネジメント）研修

- ・管理職をはじめとした全ての教職員を対象に学校改善活動に関する研修を実施し、学校マネジメント力の向上を図ります。

（３）教科等・領域の専門性向上

① 教科等研修

- ・教科等における指導内容や指導方法について、専門的な知識を身につけるとともに、指導技術の向上を目指します。
- ・学校や地域を会場とした地域分散型研修を実施します。

② テーマ研修

- ・本県の学校教育におけるさまざまな教育課題について、目的や対象をより明確にした研修を実施し、各領域における専門性の向上を目指します。

③ 教育相談研修

- ・教育相談にかかる研修を実施し、教職員が子どもたちの心の支援を行うための力量を高めます。
- ・学校等に臨床心理相談専門員を派遣し、相談体制づくりのための支援をします。

④ 情報教育研修

- ・児童生徒が興味関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、教員のICT活用指導力の向上を目指します。
- ・情報教育研修として、情報モラル、プレゼンテーション、タブレットPC（情報端末）の活用、校務の情報化等の研修を実施します。

⑤ 職務・職能研修

- ・職務に関する専門的な知識を身につけるとともに、技能・技術の向上を目指します。

⑥ ブロック別研修

- ・教職員が参加しやすく、各地域ごとの教職員のニーズや教育課題に即した研修として、県内教育研究所、市町教育委員会との共催講座を実施します。

⑦ ネットDE研修

- ・さまざまな教育課題に対応した研修教材をインターネット回線を利用して配信し、教職員が勤務校等で任意の時間に繰り返し研修することで教職員の研修機会を確保し、資質向上を図ります。
- ・悉皆研修や集合研修の事前研修としてネットDE研修を組み入れる（ブレンディング研修）など、効果的・効率的な実施をさらに推進していき

ます。

- ・個人研修、校内研修、全教職員に周知徹底する大規模な研修などさまざまな研修形態に対応できます。

#### (4) 教職員の授業力向上推進事業

##### ① みえの教職員授業力向上研修事業

授業研究に必要な専門性とスキルの定着、教職経験の異なる教職員による継続的な授業研究を通じた授業力の向上、授業研究担当者の育成を行います。

##### ○授業実践研修

- ・初任者、教職6年次教員、教職経験11年次教員を対象として、教職経験年数の異なる教員で班を構成し、授業研究をとおして、継続的な相互研さんによる授業改善を図る研修を実施します。それにより、教員の授業力の向上とともに、授業改善を指導できる役割を担う中堅教員の育成を目指します。

##### ○授業研究担当者育成研修

- ・小・中・県立学校の授業研究担当者を対象として、学校での授業研究を企画運営する「授業研究担当者」を育成する研修を実施します。
- ・学校での授業研究に関する実践交流会を実施するとともに、研修主任等を対象に校内研修推進に係る地域別研修を実施する等、研修成果の還元に努めます。

##### ○自主的研究会活動に対する支援

- ・県立学校の授業改善に係る自主的研究を支援し、教職員の授業力の向上を図ります。

##### ○今日的な教育課題に対応する研修

- ・今日的な教育課題である特別支援教育、外国人児童生徒教育、キャリア教育等に関する研修講座を実施し、実践的な指導力の向上を図ります。

##### ② 「学校・学級づくり」向上事業

教職員の学校経営や学級づくりの力を向上させるため、各学校で、中核となって取組を進める人材を養成します。

##### ③ 若手教員実践的指導力向上支援事業

教育活動の質を向上させ児童生徒の豊かな学びを保障するために、若手教員（初任から教職経験 11 年目までの教員）を継続的に支援し、実践的指導力の向上を図ります。

## （５）教育相談事業

### ① 子どもの心サポート事業

子どもたちが安心して学べるよう、学校等の教育相談体制の充実に向けて教職員を支援するとともに、子どもたちの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を実施します。

### ② いじめ電話相談事業

子どもたちの心の問題が大きな社会問題となっている状況をふまえて、いじめをはじめとする子どもや保護者の悩みに応え、支援するために 24 時間の電話相談を実施します。

### ③ 学校サポート相談事業

複雑化・多様化している教育課題に学校が適切に対応できるよう、管理職に対して学校訪問等による支援を行います。

### ④ 体罰に関する電話相談窓口

体罰が大きな社会問題となっている状況をふまえて、子どもや保護者の訴えを受けとめ、問題の早期解決を図るため電話相談窓口を設置します。

## （６）教職員の能力向上フォローアップ事業

### ① 指導改善研修

指導力等に課題を有する教員への具体的対応策として、指導力の回復や資質の向上を図るため、研修等を実施し円滑な職場復帰を図ります。

### ② 教員フォローアップ研修

指導力等に不安を抱える教員への具体的対応策として、支援研修を実施します。

### ③ 職務遂行能力向上支援研修

職務遂行能力等に課題を有する職員への具体的対応策として、職務遂行能力の回復や資質の向上を図るため、研修等を実施し円滑な職場復帰を図ります。

## （７）グローバル教育教職員研修推進事業

### ① 英語教育推進研修

小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化に対応するため、「英語教育推進リーダー中央研修」（文部科学省）の成果の確実な普及を目指します。

## ② 課題解決力育成研修

児童生徒の課題解決力を育成するための実践的指導力向上を図る、教科等研修や市町教育研究所と連携するブロック別研修を実施します。

## ③ コミュニケーション力育成研修

児童生徒のコミュニケーション力を育成するための実践的指導力向上を図る、教科等研修や市町教育研究所と連携するブロック別研修の他、レゴブロックを活用する研修を実施します。

### 3 研修講座の検証

- (1) 受講者アンケートにより、研修講座の活用度及びニーズを把握します。
- (2) 研修受講後の研修効果測定により、受講者の研修の成果や効果、実践へのいかし方、学校での還流状況等を把握します。
- (3) 研修終了後に担当者が研修見直し報告書を作成し、次年度の講座構築に反映します。

### 4 今後の方向

- (1) 「学校現場で教員は育つ」ことから、総合教育センターで実施している教科等研修等について、市町教育委員会と役割分担や連携を行い、学校や県内各地で研修を実施することにより、より教員が参加しやすい環境づくりを進めます。
- (2) 学校改善活動（学校マネジメント）研修や若手教員実践的指導力向上研修等、教職員一人ひとりの経験・業務内容に応じた研修や今日的な教育課題に対応する研修の体系を見直し、研修効果を高めます。
- (3) 研修の活用度等の調査結果を踏まえ、研修内容を一層充実するとともに、研修がより効果的なものとなるよう、研修体系の見直しを継続的に実施します。



# 学び続ける教員の育成

